

書類誤廃棄について

当協会の経営支援部西部支所において令和5年10月27日にお客様の個人情報が記載されている書類（1件）の誤廃棄が判明いたしました。

当該書類については、金融機関より簡易書留郵便にて受領した記録がありましたが、確認作業の結果書類は発見されず、他の書類に紛れてシュレッダーで誤廃棄したものと判断しております。

お客様には、お詫びとともに事情を説明させていただいておりますが、お客様ならびに金融機関の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことがないよう指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

記

1 誤廃棄した書類

信用保証委託契約書

2 滅失した個人情報

お客様氏名、住所、印影

3 再発防止のための措置

- ・ コンプライアンス委員会において事象の重大性を踏まえて再発防止に係る審議をするとともに、担当役員からシュレッダー利用の際には廃棄物に混在書類が無いか確認するよう注意喚起を行いました。また、全役職員に向けて本件発生経緯及び再発防止に係る業務連絡を発信しました。
- ・ 信用保証委託契約書は金融機関から保証を担当した各保証窓口に送付いただく事務処理でしたが、金融機関の利便性向上や各保証窓口の事務負担軽減を目的として、本件事案発覚前の令和5年10月1日以降、本所の保証統括部署にて一括対応を行うこととしました。郵便受領を含む信用保証委託契約書に係る事務処理が本所に一元管理されることにより、書類紛失のリスク低減に向けた体制を整えました。

【本件にかかる問い合わせ先】

総務部総務課 岡田・畠山

TEL. 045-662-6622